

第3回
大野郡5町2村合併協議会
会議録

第3回大野郡5町2村合併協議会会議録

開催日時	平成15年4月24日(木) 午後1時30分～午後3時45分
開催場所	大原総合体育館 2階 研修室
出席者	別紙名簿
経過報告 議事	<p>(経過報告)</p> <p>議案</p> <p>議案9号 大野郡5町2村合併協議会幹事会規程の一部改正について</p> <p>議案10号 大野郡5町2村合併協議会専門部会規程の一部改正について</p> <p>議案11号 大野郡5町2村合併協議会事務局規程の一部改正について</p> <p>協議</p> <p>協議第1号 協定項目に係る協議方針について</p> <p>協議第2号 新市まちづくり計画の策定方針について</p> <p>協議第3号 合併の方式について</p> <p>協議第4号 合併の期日について</p> <p>協議第5号 新市の名称について</p> <p>協議第6号 新市の事務所の位置について</p> <p>提案</p> <p>協議第7号 議員の定数及び任期の取扱いについて</p> <p>協議第8号 慣行の取扱いについて</p> <p>その他</p> <p>協定項目の年間提案スケジュールについて</p> <p>広報誌について</p> <p>第4回大野郡5町2村合併協議会の日程について</p>
その他	
議長	大野郡5町2村合併協議会 会長 芦刈幸雄

会 議 次 第

委嘱状交付

1. 開会あいさつ
2. 会長あいさつ
3. 経過の報告
4. 議事録署名人の指名について
() () ()
5. 議事

議 案

- 議案第9号 大野郡5町2村合併協議会幹事規程の一部改正について
議案第10号 大野郡5町2村合併協議会専門部会規程の一部改正について
議案第11号 大野郡5町2村合併協議会事務局規程の一部改正について

協 議

協議

- 協議第1号 協定項目に係る協議方針について
協議第2号 新市まちづくり計画の策定方針について
協議第3号 合併の方式について 「協定項目第1号」
協議第4号 合併の期日について 「協定項目第2号」
協議第5号 新市の名称について 「協定項目第3号」
協議第6号 新市の事務所の位置について 「協定項目第4号」

提案

- 協議第7号 議員の定数及び任期の取扱いについて 「協定項目第6号」
協議第8号 慣行の取扱いについて 「協定項目第20号」

その他

- 協定項目の年間提案スケジュールについて
広報誌について
第4回大野郡5町2村合併協議会の日程について

6. その他
7. 閉会あいさつ

第 3 回大野郡 5 町 2 村合併協議会出席者名簿

町村名	職 名	氏 名	備 考
三重町	三重町長	芦 刈 幸 雄	会長
	三重町議会議長	生 野 照 雄	
	三重町新市まちづくり委員会委員長	小 野 幸 義	
清川村	清川村長	森 健 一	
	清川村議会議長	佐 藤 文 則	
	清川村新市まちづくり委員会委員長	衛 藤 康 晴	
緒方町	緒方町長	山 中 博	副会長
	緒方町議会議長	伊 藤 憲 義	
	緒方町新市まちづくり委員会委員長	大 塚 尊 俊	
朝地町	朝地町長	羽田野 昭太郎	
	朝地町議会議長	毛 利 國 彦	
	朝地町新市まちづくり委員会委員長	森 憲 一	
大野町	大野町長	佐 伯 和 光	
	大野町議会議長	清 田 満 作	
	大野町新市まちづくり委員会委員長	城 井 学	
千歳村	千歳村長	阿 南 宏	
	千歳村議会議長	野 仲 松 一	
	千歳村新市まちづくり委員会委員長	宮 成 三 生	
犬飼町	犬飼町長	藤 田 朝 生	
	犬飼町議会議長	若 松 成 次	副会長
	犬飼町新市まちづくり委員会委員長	渋 谷 誠 治	
大分県	大野地方振興局長	相 田 健 男	
事務局	局 長	菅 原 正 美	
	次 長	倉 原 浩 志	
		和 田 裕 之	
	局 員	佐 保 正 幸	総務部会
		後 藤 将 彰	
	局 員	江 藤 喜 啓	企画部会
		清 水 康 士	
	局 員	戸 上 守	民生部会
		内 田 健 児	
	局 員	衛 藤 成 史	文教部会
		佐 藤 浩	
	局 員	隈田原 勇 次	建設部会
		衛 藤 恒 範	
	局 員	首 藤 英 治	総務班
関 谷 隆 一			

事務局長	<p>まず開会に先立ちまして、大野町の新市まちづくり委員が替わられております。委嘱状の交付を行いたいと思いますので、前の方に恐れ入りますがおいでください。</p>
協議会長	<p>それでは私の方から委嘱状の交付をさせていただきます。</p> <p>- 委嘱状 -</p> <p>大野町新市まちづくり委員長 城井 学 様 あなたを 大野郡5町2村合併協議会委員に委嘱します。 平成15年4月24日 大野郡5町2村合併協議会 会長 芦 刈 幸 雄</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>恒例によりまして新委員の城井 学さんから一言ご挨拶をいただきたいと思います。</p>
大野町 城井委員	<p>ただいま紹介いただきました城井 学と言います。</p> <p>このたび平成15年度の大野町の自治会長ということで、合併協議会の委員に委嘱されました。大野町の新市まちづくり委員会の委員でもあります。今後1年間皆さん方と共に勉強しながら頑張ってまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。4月1日から人事異動によりまして事務局が増員されております。委員さんも替わられておりますので、開会前に事務局の紹介をさせていただきたいと思えます。議案第11号で事務局規程の一部改正の提案をさせていただいておりますけれども、自己紹介だけ先にさせていただきます。</p> <p>私、事務局長を仰せ付かっております、緒方町から派遣されております菅原でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。</p>
事務局次長 倉原	<p>県から派遣されております倉原と申します。引き続き事務局次長を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。</p>
事務局次長 和田	<p>朝地町から派遣されております事務局次長の和田です。よろしくお願いいたします。</p>
事務局（総務部会）	<p>清川村から派遣をされております佐保と申します。総務部会</p>

	を担当しております。どうぞよろしくお願いいたします。
事務局（企画部会）	こんにちは。三重町から派遣されております企画専門部会担当の江藤であります。よろしくお願いいたします。
事務局（建設部会）	皆さんこんにちは。犬飼町から派遣されております隈田原と言います。去年に引き続き建設専門部会を担当いたします。よろしくお願いいたします。
事務局（文教部会）	こんにちは。大野町から派遣されています衛藤と言います。引き続き文教部会を担当します。よろしくお願いいたします。
事務局（民生部会）	こんにちは。千歳村から派遣されております戸上と申します。引き続き民生部会を担当させていただきます。よろしくお願いいたします。
事務局（総務部会）	こんにちは。4月1日より三重町より派遣されております後藤と言います。総務部会を担当させていただきます。よろしくお願いいたします。
事務局（企画部会）	こんにちは。4月1日付で大野町より派遣をされました清水と申します。企画部会を担当いたします。よろしくお願いいたします。
事務局（文教部会）	こんにちは。本年4月1日より犬飼町から派遣をされております佐藤と言います。文教部会を担当しております。よろしくお願いいたします。
事務局（民生部会）	こんにちは。緒方町より派遣されております内田と言います。今年度より民生専門部会を担当させていただきます。よろしくお願いいたします。
事務局（産業部会）	皆さんこんにちは。千歳村より派遣されました衛藤と申します。産業部会を担当いたします。よろしくお願いいたします。
事務局（総務班）	こんにちは。朝地町から今年度派遣をされました首藤と言います。総務班です。よろしくお願いいたします。
事務局（総務班）	清川村から派遣されております関谷と申します。総務班となりますのでよろしくお願いいたします。

事務局長

職員一同、合併に向けて一丸となって業務に取り組ませていただきます。どうぞ指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。簡単であります但自己紹介とさせていただきます。ありがとうございました。

早速、規約第10条によりまして、委員の半数以上の出席、各町村1名以上の出席ということで、当協議会は成立をいたしておりますので報告を申し上げます。

なお、犬飼町のまちづくり委員であります渋谷さんにおかれましては、若干遅れる旨報告がはいっております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

早速、会に入らせていただきます。開会の挨拶を若松副会長よりよろしくお願い申し上げます。

若松副会長

それでは皆さんこんにちは。

皆さん方におかれましては、何かと公私ともにお忙しい中を、当会議にご出席、ご参加を賜りまして誠にありがとうございます。心から感謝とお礼を申し上げる次第でございます。

それでは、時間も定刻を過ぎておりますので、ただいまから第3回大野郡5町2村合併協議会会議を開会いたします。最後までよろしくお願い申し上げます。

事務局長

ありがとうございました。つづきまして会長の挨拶です。会長お願いいたします。

協議会長

皆さんこんにちは。

本日は、第3回の大野郡5町2村合併協議会開催のご案内を申し上げましたところ、皆様方には年度始めで何かとご多用の中を、また、本日は雨の中、足下の悪い中をご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。心から厚く御礼を申し上げます。

本日の会議につきましては、去る3月26日に開催されました第2回協議会の中で提案をいたしました6項目の協議案件と、そして3議案のご提案を予定しております。慎重審議をいただきまして、ご決定を賜りますよう心からお願いを申し上げます。開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局長

ありがとうございました。

会議次第の3、経過報告でございます。

お手元の資料1ページをご覧ください。3月26日の第2回協議会以降について、簡単にご説明を申し上げます。

4月1日に、新しい職員を迎えて辞令交付式を行ったところでもあります。

4月3日、専門部会の全体会議ということで、専門部会の部長さん並びに副部長さんの選任をいただきました。

4月14日、総務、企画部会の専門部会が開催されました。これについては、本日ご提案をされております事項について協議をしたものでございます。

17日、第2回幹事会ということで、今日提案いたしました議員定数並びに慣行について、この会で協議をいただきました。

18日が、第1回町村長連絡会ということで、これについては広域連合のお話をさせていただいているところでもあります。

本日、第3回協議会という経過であります。

以上、簡単でございますけれども、報告とさせていただきます。

それでは会議次第の4に移らせていただきます。

議事録署名人の指名ということで、千歳の阿南村長さんと緒方町議会の伊藤議長さんをお願いを申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

早速議事に入らせていただきます。規約第10条によりまして、会長が議長を務める旨定められております。会長に議長をお願いを申し上げます。

協議会長

規約に基づきまして、議長を務めさせていただきますので、議事の進行にご協力をよろしくをお願いいたします。

それでは早速でございますが、議事に入らせていただきます。

議案につきましては、議案第9号大野郡5町2村合併協議会幹事会規程の一部改正について、議案第10号大野郡5町2村合併協議会専門部会規程の一部改正について、議案第11号大野郡5町2村合併協議会事務局規程の一部改正について、以上3議案につきましては、関連がございます。一括して提案を申し上げますのでよろしくをお願いいたします。

それでは事務局、順次説明をお願いします。

事務局長

議案第9号大野郡5町2村合併協議会幹事会規程の一部改正についてです。一部を改正する必要があり、別紙のとおりということで、3ページの方に改正前、改正後をあげさせていただきました。

替わっているところに網かけをしています。大野町が「総務課長」という職名が「総務企画課長」に、それから犬飼町が「総務企画課長」が「総務企画課企画室長」に改正をさせていただきます。

その次の4ページでございます。

人事異動等も含めまして、幹事が替わられておりますので、ご報告を申し上げます。大野町の助役さんが替わられました深田忠直さん。それから朝地町の企画商工観光課長さんが替わられました後藤和幸さん。それから大野町の総務企画課長の武藤傳吉さん、千歳村総務企画課長の原田茂勝さん、犬飼町の総務企画課企画室長の歌則生さんが替わられております。

続きまして5ページの議案10号でございます。

大野郡5町2村合併協議会専門部会規程の一部改正についてです。これについては、人事異動により所要の改正を行いたいということで、人事異動でかなり部会の方の名前が変わっております。

次の6ページ、7ページに網かけをしております。その部分が替わられたということで、確認をお願いを申し上げます。

それから8ページになりまして、議案第11号でございます。大野郡5町2村合併協議会事務局規程の一部改正についてです。事務局の増員並びに事務処理を円滑に行うための改正を行いたいということでありまして。

9ページをご覧ください。9ページの上段、別表第1、この左側が従前、昨年度の事務局規程でございます。右が改正後でございます。それからこの別表第2ですが、総務班の中に小委員会がございますが、小委員会は専門部会で取り扱った方が妥当だろうと考えまして、この分については企画調整班の方でやらせていただきたいということで、右側の改正後、企画調整班の2行目の方に小委員会を移させていただいたところであります。

以上、簡単であります但し提案とさせていただきます。

協議会長

ただいま議案第9号、10号、11号の3議案につきまして説明を申し上げましたが、議案第9号大野郡5町2村合併協議会幹事会規程の一部改正について、ご意見、質問等がございましたらお受けをしたいと思います。

ありません。

協議会長

よろしいですか。それでは議案第9号につきましては、一部

改正を決定をさせていただきます。ありがとうございました。
続きまして、議案第10号大野郡5町2村合併協議会専門部
会規程の一部改正について、質問、ご意見等がありましたら承
りたいと思います。

ありません。

協議会長

よろしいですか。議案第10号について、一部改正について
決定をさせていただきます。ありがとうございました。
続きまして、議案第11号大野郡5町2村合併協議会事務局
規程の一部改正について、質問、ご意見等がございましたらお
受けをしたいと思います。

ありません。

協議会長

よろしいですか。議案第11号については、この内容で決定
をさせていただきます。ありがとうございました。
それでは続きまして、協議に入らせていただきます。
協議の中で、協議第1号協定項目に係る協議方針についてを
議題といたします。

事務局長

議案については、規程や事業計画、予算等一般庶務を取り扱
いたいと考えております。それから協議の中で「協議」と書い
てありますが、前提案をしております事項について、承認、
協議をいただくということで、それから「提案」というのは、
今日この2つを前提案しますということでございます。協定項
目を整理をする都合上で、このようにさせていただいております。
どうぞよろしくお願い申し上げます。

では早速、協議第1号でございますが、1号から6号まで、
3月26日の第2回協議会で提案をさせていただいております。
協議第1号でございますけれども、先般の提案事項について
再度確認をさせていただいて、それについて協議を賜りたいと
思います。

協議第1号を読み上げます。

協定項目に係る協議方針

合併協定項目の協議に際しては、大野郡5町2村の地域特性
やこれまでの歴史、文化を相互に尊重し、新市の均衡ある発展
と住民福祉の向上に努めることを基本とし、次の6点に留意の
上、協議・調整を行う。

一体性確保の原則

新市に移行する際、住民生活に支障のないよう速やかな一体性の確保に努める。

住民福祉向上の原則

住民サービス及び住民福祉の向上に努める。

負担公平の原則

負担公平の原則に立ち、行政格差を生じないように努める。

健全な財政運営の原則

新市において健全な財政運営に努める。

行政改革推進の原則

行政改革の観点から事務事業の見直しに努める。

適正規模準拠の原則

自治体の規模に見合った事務事業の見直しに努める。

以上、協議第1号の提案でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

協議会長

協議第1号の協定項目に係る協議方針につきましては、ただいま局長の方からご説明を申し上げましたが、このことにつきましては3月26日に提案を申し上げまして、それぞれの町村におきまして新市まちづくり委員会等でご協議をいただいたことと思いますが、このことについて質問、ご意見等がございましたらお受けをしたいと思います。

清川村長

清川の森ですが、質問させていただきます。農業公社のことについては、どの項目で取り上げているのか、お聞きをしたいと思います。

事務局長

この案件については、今から調整項目を調整する中で方針を定めているものであります。農業公社等については後ほど提案をさせていただきますけれども、年間のスケジュールの中で、農業に関することのところで提案をさせていただく予定であります。

協議会長

森さん、そのようなことでよろしゅうございますか。ほかに。

朝地町長

朝地町長の羽田野であります。
朝地町のまちづくり委員会の意見で、まず 項目めの住民福祉の向上の件、これは大変結構ですが、住民福祉だけでは弱いのではないかと。その下にあります住民サービスを上にあげて、

福祉向上を図っていった方がいいんじゃないかという、そういう意見が出ましたので、朝地町としては意見としてご提案させていただきたいと思います。

したがって、項目めが住民サービス及び住民福祉の向上とした方が、より大きくなるのかなという意見であります。

以上です。取り上げていただければありがたいと思います。

協議会長

事務局の考え方は。

事務局長

朝地町から提案がありましたの「住民福祉の向上」を「住民サービス及び福祉の向上の原則」というふうに変えるということによろしいのでしょうか。

朝地町長

ええ、そうです。議論してください。

協議会長

今、朝地町長からご意見がございましたが、の住民福祉の向上の原則を住民サービス及び住民福祉の向上の原則に、ということでございますが、そのように修正をさせていただいてよろしゅうございますでしょうか。

異議なし。

協議会長

よろしゅうございますか。はい、ありがとうございました。そのほかに意見、質問等はこの項目でございませんでしょうか。よろしゅうございますか。それでは決定させていただいてよろしゅうございますか。

異議なし。

協議会長

それでは協議第1号 協議項目に係る協議方針については、を一部修正をいたしまして、決定をさせていただきます。ありがとうございました。

続きまして協議第2号、新市まちづくり計画の策定方針についてを議題といたします。事務局説明をお願いします。

事務局長

協議第2号でございます。

これについては、策定方針について、趣旨、本計画は大野郡5町2村の合併後に新市を建設をしていくための基本方針を定めるとともに、これに基づく建設計画を策定し、その実現を図ることにより、新市の速やかな一体化

を促進して、地域の発展と住民福祉の向上を図ることを目的とします。

構成については、本計画は新市を建設していくための基本方針、基本方針を実現するための建設計画、公共施設の総合整備及び財政計画で構成します。

期間については、前期、後期ということでございます。

住民意見の反映、本計画は大野郡5町2村の総合計画におけるまちづくりの基本理念や目標を勘案し、関係町村の「新市まちづくり委員会」の提言、アンケートや座談会等の実施により住民の意見が反映されるように努める。

その他ということで、2点上げさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

協議会長

ただいま協議第2号新市まちづくり計画の策定方針について、事務局の方から再度説明をさせていただきましたが、この項目で質問、ご意見等がございますでしょうか。

ありません。

協議会長

よろございますか。

それでは協議第2号新市まちづくり計画の策定方針につきましては、この方針どおり決定をさせていただきます。ありがとうございました。

続きまして、協議第3号合併の方式についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

事務局長

協議第3号でございます。

これについては、基本的協定項目第1号ということでございます。合併の方式について、大野郡三重町、同郡清川村、同郡緒方町、同郡朝地町、同郡大野町、同郡千歳村及び同郡犬飼町を廃止、その区域をもって新しい市(町)を設置する新設合併(対等合併)とする。以上提案でございます。よろしく申し上げます。

協議会長

協議第3号合併の方式について、ただいま事務局の方から説明がございましたが、この第3号について質問、ご意見等ございましたらお受けをしたいと思っております。

ありません。

協議会長	<p>よございますか。</p> <p>協議第3号合併の方式については提案どおり決定をさせていただきます。ありがとうございました。</p> <p>続きまして、協議第4号合併の期日についてを議題といたします。</p> <p>事務局が説明をいたします。</p>
事務局長	<p>協議第4号協定項目第2号でございます。</p> <p>合併の期日について、合併の期日は平成17年3月31日とする。</p> <p>以上でございます。よろしく申し上げます。</p>
協議会長	<p>協議第4号合併の期日について、ただいま事務局の説明のとおりでございます。質問、意見等がございますでしょうか。</p> <p>ありません。</p>
協議会長	<p>それでは協議第4号につきましては、提案どおり決定をさせていただきます。ありがとうございました。</p> <p>続きまして協議第5号新市の名称についてを議題といたします。</p>
事務局長	<p>協議第5号でございます。協定項目第3号でございます。</p> <p>新市の名称について、新市の名称は、一般公募により募集し新市名候補選定小委員会の調査、審議を参考に決定する。</p> <p>以上でございます。</p>
協議会長	<p>協議第5号新市の名称について、ただいま事務局の方から説明を申し上げましたが、質問、意見等がございますでしょうか。</p> <p>ありません。</p>
協議会長	<p>よございますか。</p> <p>ありがとうございました。それでは協議第5号新市の名称につきましては、提案どおり決定させていただきます。</p> <p>続きまして協議第6号新市の事務所の位置についてを議題といたします。</p> <p>事務局長説明申し上げます。</p>

事務局長

協議第6号協定項目の協議項目第4号でございます。

新市の事務所の位置について

新市の事務所は三重町に置く。

大野郡5町2村が合併を目指す平成17年3月31日までは新庁舎の建設が不可能であることから、当面は、現三重町役場庁舎を新市の事務所とする。

新市の事務所については、本庁方式とするが、現三重町役場庁舎は老朽化しており、本庁機能を全て備えることが極めて困難であるため、新庁舎完成までのおおよそ5年間は暫定的な本庁方式（実質総合支所方式）を採用する。

新庁舎の建設候補地については、小委員会を設置し、専門的、具体的に調査・検討をする。

小委員会の報告をまって、協議会で最終決定をする。

以上提案でございます。よろしく申し上げます。

協議会長

協議第6号新市の事務所の位置について、ただいま事務局の方から説明を申し上げましたが、このことについて、ご意見、質問等がございましたらお受けをしたいと思います。

朝地町長

朝地町のまちづくり委員会でこの問題が一番議論になりました。当然、朝地町としては一番外れになりますし、非常に厳しい状況でありますから、ここに委員長が来ておりますが、委員長をもとにこの問題でかなり時間を費やしたところであります。私は前回の会議でお話をしましたように、本庁方式とあるが、分庁方式あるいは総合支所方式が考えられないのかということをお客様にこの席でもお願いをしたいと思っております。

なぜならば、前回も申しましたように、本庁方式のデメリット、新庁舎を建設すれば、長期間にわたり莫大な経費がかかるということを含めて、今あります各町村の庁舎を有効に使う、そのためには、分庁方式、あるいは総合支所方式がいいいんではなからうかと皆様方にもお願いをしたと思っておりますが、朝地町でもそのことが大きな議論になりまして、やはり今回の合併については、非常に厳しい財政状況の中で合併をするわけでありますから、今あります各町村の庁舎等を有効に利用することになれば、本庁方式ではなくて分庁方式あるいは総合支所方式、そういうものがないいんではなからうかという意見で今日は参ったところであります。

朝地町の意見としては、そういう意見で集約をして参りましたので、他のところのご意見をお尋ねしていただく中で、議論

を進めていただければありがたいと思います。
以上です。

協議会長

朝地の町長さんからは今のようなご意見が出されましたが、そのほかにありませんか。
大野町長さん。

大野町長

大野町の佐伯でございます。
先ほど朝地町さんの方から出ましたが、 の新市の事務所については、「現三重町役場庁舎が老朽化しており」という表現は要らないのではないかという意見も出まして、それから「本庁方式とするが」ということで、既にここで本庁方式をとるということを決するということですが、三重町の人口が維持をされてきたのは、周辺の町村から補給をしてきたということがありますので、新しく市となりましても、全体の地域がより過疎化しないためにも、それぞれの旧町村の発展が大事だと思いますし、この点では、当面新庁舎完成までのおおよそ5年間は暫定的な本庁方式、つまり総合支所方式を採用するということがありますので、この5年の間に、いずれの方式がいいのかということの結論を出すべきではないか、ここでは決定をしない方がいいのではないかという意見が出ております。したがって、この文章を、「新市の事務所については、新庁舎完成までのおおよそ5年間は総合支所方式を採用する」という表現に変えていただきたいという意見が出ておりますので、お願いを申し上げます。

協議会長

それではこの新市の事務所の位置ということで、5項目を掲げておりますが、今、朝地町長さんそれから大野町長さんから出されたご意見につきましては、 のことについての意見のように承っております。したがって、 の新市の事務所は三重町に置くと、この部分についての異論はないでしょうか。

朝地町長

うちの委員会では異論はあったんです。しかし一番最初に決めた経過がありますから、意見としては、やはり 番目の項目とあわせまして、委員会ができた時点で、庁舎の中心も決めるべきじゃないかということです。

私どもとしては、一番最初に新庁舎は三重町という方向性を出しておりますので、だからそういう意味から悪いということはないかなと言われませんが、しかし、それは意見として皆さん方に申し上げるだけで、あえてここですべて反対だということ

とは言われたいと思いますが、その意見は申し上げておきたい
と思います。

協議会長

この5項目を全体的なことていくというより、絞り込んだ方が
まとめやすいのではなかろうかという思いで今、申し上げた
ところでございます。進め方についての考え方はいかがでしょう
か。

よろこびますか。

それでは、まず、の新市の事務所は三重町に置くということ
について、今、朝地町長さんから意見としてありましたが、
何かそのほかございませんでしょうか。

大野町議会議長

大野町の清田であります。

先程、朝地の町長さんが言われた案に私は賛意を示したいと
思うわけでありませ。大野町長も言われませたけど、そういう
気持ちを自分なりに持っております。

朝地と犬飼が住民投票という状況を私は重く受け止めなけれ
ばいけないのじゃないかなと思っております。それが1つと、
とは言ったものの、5町2村で新しく合併に向かつて踏み出し
たのも、これまた確認をしあつたことてございませ。こういう
状況のときに、あえて、住民感情として、三重に何もかもとい
う、こういう感覚でなくて朝地、犬飼、そういう迷いのあると
いいませかな、他との組み合わせを検討してみたいというよう
な意見について考えた時に、この時期にこだわらない方がいい
んじゃないかなと思つたんです。方向性は持っておりますいいん
じゃないかと思ひませ。しかし、協議をする段階で、今言ひませ
ように住民投票の時期を控えておりますし、やはり大野郡5町2
村で頑張ろうじゃないかという条件を整理をしていくのに、私
はそれの方が呼び込みやすいと思ひませ。

皆で一緒にやろうじゃないですか、朝地の人どうですかと、
そういう気持ちを私は示したいと思ひませ。だから
この項目について言わせていただきますならば、もう少し時間
を置いた方がいいんじゃないかなと。中心地がどこになるか
というのも、住民の感覚的な判断を少し仰ぎたいなというのも
ありませ。

それから、これから後の交通体系の整備で、交通手段や交通
方法、ビジョンがどういふふうになってくるのかという、そう
いふところも少し加味しながら検討していくことがいいん
じゃないかなと思ひませ。これは意見であります。

協議会長

大野町の議長さんからそういうご意見でございます。前回の時から最初の協議会の中でも申し上げましたが、この項目の決定については、全会一致を原則とするということになっておりますので、今、大野町の議長さんの考えは、この項目を保留にした方がいいんじゃないかというご意見でしょうか、全体をまず。

大野町議会議長

やはり大野郡は1つという言葉だけじゃなくて、やはり我々がそれを住民に示す必要がある。私は朝地と犬飼の問題という捉え方はしておりません。それこそ、大野郡はこの際、合併に向けて頑張るべきだという認識を持っております。だから住民の、例えば地域的に見て、たまたま隣接する他郡の近くに住まわれている人の生活圏として、他方に行きたいなという感覚をこちらに向けるためには、我々はこういう努力もしているんだからどうでしょうかということが必要じゃないかなと思うわけがあります。皆さん方のお考えがあればお聞かせを願いたいと思います。

協議会長

どうぞ。

朝地町長

度々すみません。今、大野町の議長さんから大変ありがたい言葉を頂戴したわけでありますが、私としても、住民投票は18日ですから、それが過ぎた時点ではっきりすればいいかなと思っておりましたが、先程申しましたように一番最初に決めたことですから、なかなか私からそのことは言えなかったという面がひとつあったわけでありまして。できることならば、今回この項については保留していただいて、次回に確認ということができればありがたいと思いますし、私どもとしては今精一杯頑張って、これまでどおり大野郡の5町2村でいくということで鋭意努力はいたしておりますが、そういうことの中で皆さん方のご了解をいただければ、ありがたいかなと思います。しかし、朝地と犬飼の課題でありますから、あまり押し付けて他の町村の方々に迷惑をかけちゃいけないという気があったものですから、なかなか口を出せなかったわけでありまして。そういうことでご配慮願えればありがたいかなという気はいたしております。ありがとうございます。

協議会長

それではちょっと暫時休憩を取らせていただきます。今15分ですから半まで休憩を取らせていただきます。

午後 2 時 1 5 分 休憩

午後 2 時 3 0 分 再開

協議会長

それでは休憩前に引き続きまして、会議を再開をさせていただきます。

そのほか意見ございませんでしょうか。三重の議長さん。

三重町議会議長

三重の議長の生野と申します。

今、新市の事務所の位置について協議をされておるわけでございますけれども、私どもの新市まちづくり委員会においても、この原案のとおりに一応支持を受けて参っておるところでございます。それぞれ朝地町長さん、それとまた大野町の方々が言われておりましたように、三重町もこれまでやはり郡都としてふさわしいまちづくりのために町長を中心として議会も取り組んでまいっております。

そこで、この書かれております 5 年間は暫定的な本庁方式、先程言われておりますように総合支所方式を採用していただきまして、新しい庁舎ができた時にはやはり三重町が本庁舎の位置という形のなかで取り組んでいきたいと思っております。そこで皆さん方も、この件については、本日は決定できないものだろうと思っておりますので、次までの継続ということにしたいと思っております。

協議会長

今、休憩中にそれぞれ意見調整をいただいたところでございますが、この項目につきましては、今、三重町の議長さんから三重町の状況報告等はございましたが、継続審議ということにさせていただきたいと思っております。それでよろしゅうございますか。

異議なし。

協議会長

この協議第 6 号新市の事務所の位置につきましては、継続協議とさせていただきます。よろしく願いをいたします。

以上で協議項目として願いをいたしました 6 項目につきまして、決定をさせていただきます。

続きまして、提案事項に移らせていただきます。

協議第 7 号議員の定数及び任期の取り扱いについてを提案申し上げます。

事務局長

協議第 7 号でございます。この 7 号、8 号については、提案

事務局（総務部会）

ということで、今日、前提案をさせていただいて、各町村お持ち帰りをいただいて、まちづくり委員会で検討いただいたものを次回の協議会で決定をいただくという形をとらせていただいております。今日は前提案ということでございますので、よろしくお願いたします。

議員の定数及び任期の取り扱いについては、4月14日総務部会、17日の幹事会の中で調整をしていただいたものであります。総務部会の佐保の方から詳細について説明をさせていただきたいと思っております。

大変お疲れでございます。総務部会の佐保と言います。

それでは私の方から、本日の提案案件であります。協議第7号議員の定数及び任期の取り扱いについてをご説明申し上げたいと思っております。

私が説明する資料は、A3版の横長の「協議項目に係る協議事項調整内容」の1ページから6ページまでを使って説明を行います。併せてA4の2ページの部分についても後ほど触れていきたいと思っております。

まず、A3の資料の1ページをお開きいただきたいと思っております。

この項目につきまして、まず大野郡の議会の議員さんの現況を上の方に記しております。三重町18人の定数に対して議員数が18名、以下犬飼町まで記載をさせていただいております。この中で緒方町が1名欠員です。千歳村1名欠員、それから犬飼町1名欠員、合計で5町2村98名の定数に対しまして95名の現員数ということでございます。

次に、議員さんの任期でございますけれども、それぞれ町村の任期を記載をいたしております。これにつきまして、備考欄に犬飼町の議員の定数が16年の3月28日から12名になるということを報告しておきたいと思っております。それから併せて6ページに議員さんの一覧表を年度で記したものを付けております。印でそれぞれ期限を切っておりますから、この時に任期がくることをご認識いただきたいと思っております。

次に、2ページの方をお開きいただきたいと思っております。

先ほど、協議事項の協議第3号で合併の方式についてご協議をいただき、大野郡5町2村は新設合併・対等合併ということでご確認をいただきました。ここがこの協議項目を協議していく上でのポイントになっていくだろうと思っております。そこで、基本的な考え方について、2ページの左の上の方に書いております。左の上の一番最初に書いておりますけれども、議会の議

員さんの身分について書いておりますが、原則として編入合併における編入する市町村については、法人格がそのままだから議員さんは失職せず、通常の手当は必要はありません。これはこういうことでございます。

これに反して、いわゆる新しく新設の合併をする関係市町村については、市町村の法人格が消滅するということになりますから、当然議員さんは失職をしていくということになります。しかし、ここの問題が合併をする上では大きな特殊な事情ということで、原則によりがたい部分であります。そこで、地方自治法の第91条第2項が今年の1月1日に施行されました。ここで議員定数が少し減ってまいりました。考え方については、人口が多くなれば一人当たりの議員さんの数が少なくなっていくということで、後ほどまたご説明を申し上げたいと思います。

網かけの部分で例示として人口2,000人のAという村、それから人口3,000人のBという町、それから人口6,000人のCという町が合併した場合は、人口1万1,000ですけれども、現行46名が、地方自治法の中では22名ということで、24名の議員さんの数が減ってくるということになります。そこで、特例法の中では、2つの考え方でその法的な措置を規定ということでございます。

アの部分が新設合併の原則の部分です。例えば大野郡5町2村が合併をした場合は、当然98名の議員さんはそれぞれ失職をするということになります。原則では、大野郡5町2村の人口は4万3,371人ということになりますから、この法に照らしますと、議会議員の定数は26名ということになります。したがって、原則どおりにいけば、ちょうど17年の3月31日に合併をするわけですから、その設置の日から50日以内に26名の定数で選挙を行う、これが原則でございます。これに対して、合併の特例法では、2つの考え方で整理をされております。1つは、定数の特例ということになりますが、これについては、ただいま申し上げました26名の定数の2倍、ここまで定数を増加して選挙をするという考え方です。52名ということになりますが、これを正規の選挙で行って1期4年間行う。その後26名の法定定数で選挙を行っていく。これが定数特例の考え方です。

それから在任特例の考え方でございますけれども、これは合併特例法第7条第1項の部分です。合併市町村の議会の議員の被選挙権を有する者は、最初2年間その職務を在任することができるということになっております。ですから17年4月に新しい町が生まれれば、その2年の間に議会議員の皆さんが任期を

それぞれ決定をして、それまで現行98名ですから、98名の議員さんがその決められた日にちまでいくことができる。その後26名の法定定数にいくという考え方です。ですから先ほど新設合併の基本的な考え方では、この3つの部分に整理がされるということでございます。

次に3ページをお開きいただきたいと思います。

3ページの左の上の方に、新設合併された市町村のことを少し触れております。これまでは在任特例、いわゆる2年間、現行の定数でいくというケース、それがほとんどでございました。しかし、最近は定数特例、いわゆる法定定数の2倍以内で定数を決めて、更に旧市町村単位で選挙区を設けて選挙を行っていく、こういう例もございます。後ほどその事例はお話をしていきたいと思います。

さらに、議会の議員さんの年金の部分についても、特例法の中では認められておまして、それぞれ合併がなければ3期以上になるという要件に達する方については、3期をしたと見なされて年金の特例を受けていくとこういうことでございます。

特に先進的な事例の中で在任特例が使われてきた根拠、理由というものは、ひとつ新しい町ができて予算を立てます。あるいは新市の建設計画が議論をされてきますが、その場合に、それぞれそういった項目について議会の皆さんがその責務を果たしていく、そういうことを理由とする場合、あるいは、おおむねそれぞれ旧市町村単位の各地区から選出されておるといような経緯がございますから、それぞれの地域に反映する。こういったものが在任特例を使っている理由だということ整理をしているところであります。

次に4ページをお開きをいただきたいと思います。4ページにつきましては、ただいま申し上げました部分について、法的な根拠について整理をさせていただいたものであります。自治法の中の91条第2項では、そこにアンダーラインを引いておりますが、定数の部分を書いております。ここは法的な部分でありますから後ほど目を通していただきたいと思います。左の部分の下の方になりますが、公職選挙法の中では小選挙区を設けることができるという部分も記載をしております。さらに、15条第7項では、その小選挙区の場合においては、行政区画あるいは衆議院の議員の選挙区、あるいは地勢、交通等の事情を考慮して決めていくということが公職選挙法の中では謳われております。

それから次に5ページをお開きいただきたいと思います。

5ページの方ではさきほど申し上げました先進事例について

触れさせていただいています。「さぬき市」14年4月1日、香川県でございます。「あさぎり町」今年の4月1日、熊本県でございます。「南アルプス市」山梨県、今年の4月1日です。「東かがわ市」も香川県で今年の4月1日ということで、すべてこの4つの町あるいは市は、在任特例を使っているという事例になっております。

5つ目に、「東宇和・三瓶町合併協議会」16年、来年の3月31日の合併を目標にしているところがございますが、ここについては既に協議を終了して確認をしているところであります。

で新市の議会の議員の定数は、市町村の合併特例に関する法律第6条第6項の規定により31名とする。これは定数特例を使っているということでもあります。

それから については、選挙区を設けるということでございます。31名の根拠はということかということがございますが、ここについては人口は4万7,217人ですから、ほぼ大野郡5町2村と同規模の団体でございます。これについて法定では26名となりますが、その26名をまずベースにして、それぞれ5つの町が1つになったわけですから、旧村市町単位で1名ずつプラスをした。その31名がその根拠になるということでもございました。

そこで、26名をどういうふうに分割りをしたのかでございますが、これについては国勢調査人口がそのベースになります。全体の国勢調査人口がその構成でありまして、該当町村の人口が分母になって、そしてプラス1をしていく。そうすると、明浜町が4人、宇和町が10人、野村町が7人、城川町が4人、三瓶町が6人、合計31人、こういう話し合いがここではされたということもございます。

さらに、次の事例で大分県下、佐伯市・南郡の合併協議会でございますが、先月の26日にこの問題が議論をされ、まだ結論が出ておりません。ただ、方向性として定数特例を使うということ。それから総定数を40から44にするということ。それから旧市町村のそれぞれの区域で選挙区を設けるということ。それから佐伯市と南海部郡の議員さんの数をそれぞれ対等にす、同数にする。それから一番小さい町村でも2名は議員さんを置くという話がされているようであります。ここは佐伯市が現行22名の議会議員の定数でございますから、当然南海部郡も22、44というのが上限ということもございます。現在この方法が確認されておりますが、まだその幅がございますから微調整について、双方の検討委員会の方で諮問をされているところでございます。

次に、町村議会の議員さんの報酬の財源効果というものも資料として付けさせていただいております。これにつきましては、1番から5番ということで、1つ比較対象を現行の98名の議員さんが10年間いった場合、この金額を示しております。4億5,700万ということで、ここをベースにしてそれぞれ3つのパターンを出した時にどういう削減可能額というか、いわゆる効率的なものになるのかということを試算したものでございます。合併特例法の適用なしについては26名で10年間いくということです。29億5,000万の削減可能額ということで記しております。定数特例については、52名で4年間いって後の6年は26人でいくということで、在任特例については1年間の在任特例をした場合、それから2年間の在任特例をした場合ということで、それぞれ試算をしております。そこに金額をそれぞれ書いておりますのでご覧をいただきたいと思っております。

それから議員さんの報酬、この計算の根拠になったベースでありますけれども、これは本年4月1日の各町村の議会議員の皆さんの報酬を根拠といたしております。さらに、法定の26名の部分として、合併後の議会議員の報酬については三重町の例を採用させていただいております。

そこでもう一度1ページの方にお返りいただきたいと思っております。

今申し上げました部分を整理をしているのが中段でございます。今申し上げましたものについても、ここは重複をしますので省略をさせていただきたいと思っております。そこで、本日の協議会に提案をする調整の具体的内容でございますけれども、下の方に記載をいたしております。専門部会案としては、4月14日に調整を行いました。議員の定数及び任期の取り扱いについては、小委員会を設置、具体的に調査検討をするということです。総務委員会の中では、意見として、小委員会の委員の構成についてはバランスをとる必要があるだろうというご意見がありました。これは委員のバランスとして、協議会のメンバーは首長の皆さんと議長の皆さん、住民のまちづくりの代表の皆さんですから、そのバランスをとる必要があるというご意見でございました。

それから4月17日の幹事会では、同じ項目でありますけど、として、議員の定数及び任期の取り扱いについては、小委員会を設置し、具体的に調査検討をする。そしてとして、小委員会の報告をまって協議会で最終決定をするということでございます。

幹事会の協議の中では、具体的な案が議論をされております。その中身につきましては、具体的な案として、議員の定数及び任期の取り扱いについては、定数特例そして小選挙区制の採用をしていく。こういったことが望ましいのではないかというようなご意見がありました点、この点も一応ご報告をさせていただきたいと思っております。

もう一度5ページの方にお戻りいただきたいと思っております。以上の部分を小委員会の方に付託をして、委員の決定をいただくということでございますけれども、それぞれその小委員会の目的、そして役割については5ページの右の方に触れさせていただいてます。そして委員の構成については、合併協議会小委員会規程により決定するというところでございます。参考までに小委員会規程につきましては、必要に応じて協議会の会長が協議会の委員のうちから指名する。前項の委員のほか、必要に応じて協議会の協議により定めた者を委員として加えることができる。ここではあえて委員の人数を何名にするかということについては触れておりません。本日、前提案でございますので、小委員会の設置等含めてご議論をいただいて、次回にお持ち寄りをいただきたいと思っております。

A4の方には同様のことを書いております。

以上、私の方から議会の定数及び任期の取り扱いについてご提案を申し上げます。よろしく申し上げます。

協議会長

前提案として協議をいただきます協議第7号議員の定数及び任期の取り扱いについて、ただいま詳細な説明を申し上げましたが、皆様方から何かご意見等がございますでしょうか。

大野町議会議長

大野町の清田ですが、意見ではありませんけれども、1ページ目の議員の現員数のところが、去年の改選時は14でありまして期末手当の期間までは14でありました。その後1名欠員に大野町はなっております。数字を提示する場合には、もう少し心地よい緊張感を持って提案をしていただくと助かります。

事務局長

ご指摘のとおりでございます。大変失礼をいたしました。今後はそのようなことのないようにいたします。大野町現議員数は13名ということでご訂正をお願い申し上げます。

協議会長

私からもお詫びを申し上げます。
そのほかにはございませんか。

緒方町議会議長

基本的には特に異論はないんですけれども、それぞれの町村の議会の調整あるいは意見等を聞いておくことも必要ではないかと思います。ですから小委員会で検討されることも異論ありませんけれども、1か月の間に各議会の調整をしてこいと言っても少し無理でありますので、そのあたりのご配慮がいただければ大変ありがたいと思います。

事務局長

今日、前提案ということで提案させていただいておりますので、早速持ち帰りいただいて、町の全員協議会なり、まちづくり委員会なりでお話をされて、次回までに小委員会を作りましょうと。その時に在任特例を使うとか、そういう議論を踏まえて小委員会でやらせるんだとか、そのあたりの議論を次回にさせていただければと思っています。

協議会長

ですから本日提案を申し上げますが、1か月の間にその調整がそれぞれの町村によって難しい部分があれば、それは若干延びてもそれは構いません。当然それぞれ議会の特別委員会等がありましようから、その中でも議論は必要ではなからうかと思っております。

そのほかございませんでしょうか。

清川村 衛藤委員

清川村の衛藤であります。

私どもは一般住民代表という立場でこの問題を考えますが、合併をした時には、議員の皆さんは法的には失職するわけですね。それがまず前提だと思いますよ。そこで、これは議会の皆さんの身分上の問題でありますから、慎重に議会関係者は議論をするということ、これは当たり前だと思います。けれども、合併そのものが、行政に対する経費を削減をするということでもあります。ですから三役・教育長は17年の3月で皆失職をするわけです。議員の方は法的には、その時で失職するわけですが、3つの特例があるという説明を今聞いたところです。

ですから私ども住民の立場としては、やはり議論も結構でありますけれども、議会の議員の皆さんだけに左右されるということは納得ができません。やはり広く議論をして、新しい自治体は、議員の数が減ればいいのかと、やたらと減るということも、いけません。しかし、適切な議員の皆さんの数ということが必要であると思います。ですから、この場で十分議論をし、そして小委員会がさらに具体的な中身に入った議論をされるということは、極めて大事だと思います。だから議員の皆さんは、議長さんもお出でですから、早速議論をして、まとめていただ

	<p>いてこの場に出ていただきたい。このようにお願いしたいと思 います。</p>
協議会長	<p>清川の衛藤委員さんの意見につきましては、そういうご意見 でございますので、意見として承っておきます。 そのほかございませんか。よろございますか。</p> <p>ありません。</p>
協議会長	<p>ありがとうございました。 それでは続きまして、協議第8号慣行の取り扱いについてを 議題といたします。説明をお願いします。</p>
事務局長	<p>協議第8号慣行の取り扱いでございます。調整項目第20号 でございます。先般17日の幹事会において調整をさせていただ いております。詳細については企画部会江藤の方から説明を いたします。</p>
事務局（企画部会）	<p>企画専門部会担当の江藤であります。 それでは私の方から慣行の取り扱いにつきましてご説明申し 上げたいと思えます。A3資料の7ページ以降でございます。 よろしく申し上げます。7ページをお開きいただきたいと思 います。ここでいいます慣行の取扱いは、新しい市の記章、そ して新しい市の花や木、そして鳥といった部分。又は憲章や宣 言、そしてこれまでの慣行の行事、慣例の行事、この部分につ きまして本日ご提案申し上げたいと思えます。 まず、7ページにつきましては、新しい市のシンボルの市章 でございます。これにつきましては、こうした原則によりまし て決定をしてくださいますといった原則論を書いておまして、四 角の枠内に先進事例があります。2の花、木、鳥、歌について も同様でございます。あと憲章、宣言、行事につきましても同 様な趣旨でここに記述をさせていただいております。 8ページをお開きいただきたいと思えます。 それでは、大野郡5町2村の現況はどうかということで、 それぞれ7町村にわたりまして、町村章から、そして町村章の 意味、そして町村の花、木、鳥について掲載させていただ いているところであります。鳥については郡内ではございませ んが、歌につきましては「千歳の歌」というのが1つございま す。そして6項目の町村民憲章です。犬飼町につきましては、「町民 の誓い」という名称になっております。あと7項で高齢者憲章が</p>

ございます。

9ページをお開きいただきたいと思います。8番で宣言を扱っております。宣言につきましては、非核平和の宣言、そしてゆとりの宣言、そして人権尊重の宣言といったものが決められております。代表的なものを1つ2つここで掲載させていただいて、あとはそれぞれ宣言の種類を列記しています。あと9項目の慣例の行事でございますけれども、10ページをまずお開きいただきたいと思います。それぞれ担当者に調査を依頼しながら、又は三重町と緒方町につきましては、ホームページを参考に慣例の行事を調査いたしました。そうしますと、ここではスポーツレク関係の行事、又は産業の観光、そして高齢者福祉の関係、例えば町の敬老会や金婚式というのが随分出てまいりました。したがって、専門部会が6部会に分けておりますので、その部分につきましては専門部会の中で調整をするということといたしました。したがって、企画専門部会で取り扱います慣例の行事というのは、町づくりの一環として地域コミュニティを醸成する部分、いわゆるふるさと振興祭、互礼会、盆踊り等、町民や村民の皆さん方が交流をする、顔見せをするといった行事につきましては、企画専門部会で取り扱うというようなことにしましたので、あとの部分につきましては、それぞれの専門部会でご議論いただきたいと考えてございます。

そしてこの慣行の取り扱いにつきましては、11ページをご覧くださいと思います。表彰の関係も取り扱うことにいたしました。そして表彰条例につきましては、それぞれ各町村ごとに記載をさせていただいています。表彰条例又は規程というところもでございますけれども、内容的にはそれほど変わりがないと考えておりますが、朝地町の条例において、大野郡内名誉町民になっている方が朝倉文夫先生1人ということでございます。

そして13ページをお開きいただきたいと思います。13ページにつきましては近年合併した、又は予定をしてる先進事例を掲載させていただいております。さぬき市から高富町等の合併協議会を7つ掲載しております。市章や憲章につきましては、新市になって調整をするということになっております。そして表彰につきましては、新市になって速やかに制度化を図るというような事例が多いようです。現在の5町2村の現状、そして先進事例等を参考にしながら、もう一度7ページにお戻りいただきたいと思います。調整の具体的内容でございます。本日ご提案をいたしたいのは2段目でございます。

番、市章、市木、市花及び憲章等については、新市におい

て速やかに定めるということでございます。

番目、宣言につきましては、現行の宣言を尊重し、新市において新たに定める。

番目、慣例の各種行事については、原則として現行のとおりとするが、新市において調整する。

番目、表彰については、新市に移行後、速やかに制度化を図るといようなこととございます。

上の専門部会の案と若干変わっておりますのが、まず点目の市章についてです。市のシンボルとなるから合併式典の時にあった方がいいのではないかというご意見も賜りました。やはりそれぞれの町村、合併してない段階よりも、合併をしまして一体化した中で市章を制定した方がいいのではなかろうか。ただし、あまり遅くなってもいけないということで、速やかに制度化を図るといような文言で幹事会で調整をいただきました。そして宣言につきましては、現在いろいろな宣言が各町村で制定されてます。したがって、現行の宣言を尊重するという事で、宣言につきましては、特別に番目で宣言のみを樹立をしたということとございます。

以上の調整案で本日提案をいたしたいと思っております。

協議会長

協議第8号慣行の取り扱いについて、ご説明を申し上げました。1項目、2項目とも新市において速やかに、それから4項目につきましても新市に移行後、それから3項目の各種行事につきましては、新市において調整をするということで、すべて新市に移行後ということとございますが、このことにつきまして何か質問、ご意見等がございますでしょうか。

清川村 衛藤委員

清川の衛藤です。

質問をいたします。2月頃でしたか、首相の諮問機関であります地方制度調査会が首相の諮問に答申をした内容が出ておりました。その中に旧市町村に法人格を与えとか、それから行政の最高責任者は官選にするのか、選挙の公選にするのか、それらは今後の検討といようなことが書いてあります。それを見ても、法人格を付与するといようなことが書いてあるんですね。そういうことになると、旧市町村のいろんな伝統とか文化とかそういうものを大事にして、一般の世論の中の伝統的なよいものが廃れてなくなるという意見に対する配慮だといふうに私は見ますけれども、私どもの研究会でも、やはり清川村として伝統的な文化や行事などは、たとえ新市が面倒みてくれなくても残そうとい意見がずっと出ております。

今、皆さんご存じと思いますけれども、スローフードとかです。地産地消とか、その地域の文化とか地域の食べ物とか、まあイタリアから始まったスローフードを見てみますと地域の酒まであるんですね。大事にしようというのがあるわけです。

そこで、各町村の一覧を見てみますと、5つや4つの項目では、どうもそのへんがですね、新市で協議するという、それはそれでいいわけですが、それなら協議の内容ですね、そういう地産地消とか、2月頃でしたか平松知事のお話を聞きましたけれども、やっぱりグリーンツーリズムであるとか、交流人口拡大であるとか、特に中山間農村の社会機能を守るためには、その地域地域の伝統的な文化、食べ物、そういうものを大いに大事にしようという時代だと、ここにあります。

そこで今提案についても、質問としては、首相の諮問機関がそういうことを言って、法的措置をとるところまで書いてある。法改正をするところまで書いてある。こういうものを検討課題に入れた上で書いたかどうか、これが1つですね。

それから伝統、地域にある伝統芸能とか、文化、遺産、遺跡、そういうものを大事にする新しい自治体でなくてはならない。イラクでは文化遺産を無茶苦茶にしてしまったようであります。これはまあ戦争ですけども、やっぱり大野郡の中に非常に重要な遺跡とか文化、遺産そういうものがありますが、それらについてもう少し大事にして、人間の心の豊かさの材料にすると、そういう文言を少し追加をしてもらいたい。これは要望です。以上2つ申し上げます。

事務局 倉原次長

事務局次長の倉原であります。

1点目のご質問であります。いわゆる地域自治組織のお話ですが、第27次地方制度調査会においての、第19回専門委員会、その中で今検討をされております。この地域自治組織というものにつきましては、今の段階では、どういう機関のタイプ、今5類に分かれておりますけれども、それがかたまっておりません。ある程度方向が出た段階で、後ほど出てきます地域審議会のあり方と一緒に、委員の皆様にご提案し協議をいただこうと考えております。今の段階では、委員の方からお話ありましたように、直接その地域自治組織の長を、もしくは議会も直接公選じゃなく、今の自治体と同じような組織をその旧町村単位でつくるか、委員会の形でもいいんじゃないかとか、いろんな類型が出ておりますので、まだご議論いただくには早いかないと考えているところであります。

以上です。

事務局（企画部会）

今の関連につきまして、先ほど地域審議会の取り扱いも出ましたが、実は後でもご説明します提案予定の地域審議会の取り扱いを、実は空欄にしておるところであります。それは今委員さんからご指摘がありましたこの自治組織との絡みがございまして、空欄にさせていただいてるということもございまして、そうした状況を待ってまたここでご議論をしていただきたいと思いますと考えているところでございますのでよろしく申し上げます。

協議会長

ほかにございませんでしょうか。よろしゅうございますか。

ありません。

協議会長

それでは協議第8号慣行の取り扱いにつきましては、このようなことで協議をいただくことで決定をさせていただきます。

それでは提案事項の2提案を終わらしまして、その他の項に移らせていただきます。

協定項目の年間提案スケジュールについてを議題といたします。

事務局どうぞ。

事務局長

資料の10ページ、11ページA3の用紙でございます。先般から、年間にどういう形で提案されるのか、全体的なものがほしいというご意見も賜っております。それで、今から来年の3月までに向けて提案はすべて終わらせるというスケジュールの了承をいただいておりますので、来年の3月までの提案予定ということで上げさせていただきました。

一番最初10ページですけれども、15年の3月に、本日の上から4番目まで、これは提案をさせていただいております。それからその隣の行にいきまして、4月に6番の、議員の定数及び任期の取り扱い、それから下の方にいって20番、慣行の取り扱いということで、本日提案させていただいております。予定でいきますと、来月5月ですが、8番の5地方税の取り扱い、それから一般職の職員の身分の取り扱い、町名、字名の取り扱い、22番の男女共同参画の取り扱いを次回提案を申し上げるという予定でございます。これはあくまでも予定ということで、専門部会、幹事会の中で調整ができたもののみ、ここが上がってくるということでありますので、幹事会の方で調整ができなければ、5月予定が6月にずれ込むということもあり得

るだろうと思います。

それから先ほど清川村長さんからございました農業公社の件ですが、この中の17番、公共的団体等の取り扱いという中で商工会とか観光協会、土地開発公社とか、公共的団体の中で取り扱いをさせていただきたい。これは12月という予定にいたしております。こういう事業絡みのものが後半になってきているのは、建設計画を作ってその中で組み立てていくというやり方が多いためです。基本的な路線を建設計画で決めて、それに基づいて事業の工程を進めていくというやり方をとっているようでありますので、どうしてもこれが後ろの方になっていくということでございます。

以上、簡単でございますけど説明とさせていただきます。

協議会長

ただいまその他の項での協定項目の年間提案スケジュールについてご説明を申し上げましたが、ご意見、質問等ございませんでしょうか。

ありません。

協議会長

よろしゅうございますか。

続きまして、の広報誌についてを説明申し上げます。

事務局長

広報誌について、お手元の方に「合併協議会だより」がございます。創刊号を4月22日に各町村にお送りをさせていただきます。これから後、毎月、5月でいえば5月の10日から12日の間、各町村にお送りをさせていただきます。この中身については、今日協議会で決定していただいた事項を次回の協議会だよりの中に載せるということで、今日提案で了解、承認をいただいたことを、住民の皆さんにお配りすると、今から毎月そういう形でとらせていただきたいと思います。

早速、今日調整ができましたので、次号でお知らせさせていただくということであります。どうぞよろしくお願いいたします。

協議会長

広報誌につきましては、以上でございますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、の第4回大野郡5町2村合併協議会の日程についてを説明申し上げます。

事務局長

お手元の資料12ページでございます。今朝まで日程調整ができませんでした。その後、やっと調整がつきまして、5月2

6日の月曜日でございます。午前9時30分からということでお願いを申し上げたいと思います。

協議会長

今、第4回の日程について報告申し上げましたが、次回の第4回は5月26日(月曜日)午前9時30分、この大原総合体育館、この場所ということでございます。よろしゅうございますか。

意義なし。

協議会長

ありがとうございました。
それでは続きまして、大きな6項目のその他にいきたいと思います。事務局どうぞ。

事務局長

その他の方で、先ほど協議の中で確認をしていただくことがもれておりました。と申しますのも、新市の名称を決める中で小委員会を作ろうというご承認をいただいているんですが、その小委員会の構成を今日この場で決めていただくということを抜かしてしましたので、この場で小委員会の構成をお決めいただきたいと思います。前回提案は各町村1名ずつの7名で小委員会を構成したらどうでしょうかという提案をさせていただいております。

ちなみにほかの先進事例等は、住民の皆さんに合併の意識を盛り上げていただくという意味もあって、住民の方が委員会に入られておることが多いようでございます。

協議会長

小委員会の中で各町村から1名ずつ選任をいただきたいということの提案でございます。それでは少し休憩をいたします。それぞれの町村で選任を1名お願いしたいと思います。提案申し上げたことについてなにか意見、質問等がございますでしょうか。

ありません。

協議会長

よろしいですか。それでは休憩をいたします。

午後3時25分 休憩

午後3時40分 再開

協議会長

次回の日程を決めさせていただきましたが、詳細な調整の結果、会議が入っているようであります。それで、いつがいいのかをこの場所で決めることは難しいのかなという思いをしています。事務局の方で、もう一度調整させていただきます。行事予定が入っているとは思いますが、この重要性を勘案しながら調整にご協力をお願いします。

協議会長

それでは再開をいたします。
ただいま、その他の項で新市の小委員会の関係につきまして、人選ができたと思いますので、順にそれぞれご報告をよろしくお願いをいたします。三重町から。

三重町議会議長

三重町からは小野幸義新市まちづくり委員会委員長を。

協議会長

清川村さん。

清川村長

清川村です。衛藤康晴新市まちづくり委員長です。

協議会長

緒方町さん。

緒方町議会議長

緒方町も同様で大塚尊俊新市まちづくり委員長です。

協議会長

ありがとうございました。朝地町さん。

朝地町長

朝地町も森憲一新市まちづくり委員長です。

協議会長

大野町さん。

大野町 城井委員

私は今日のはじめて出てきていろいろわかりませんが、先ほど町長さん、議長さんから、小委員会の委員ということでお願いされました。よろしくお願いします。

協議会長

ありがとうございました。千歳村さん。

千歳村長

千歳村は私、まちづくり委員長の宮成三生さんであります。よろしくお願いします。

協議会長

犬飼町。

犬飼町長 犬飼町は渋谷誠治さんです。

協議会長 小委員会の委員さんのご決定をいただきまして誠にありがとうございました。その他、事務局は。

事務局長 その他も含めて事務局からは何もございません。

協議会長 委員の皆様方から何かその他の項ございませんでしょうか。

大野町議会議長 広報の関係でありますけど、短く言います。フロー図とか、あまり横文字を、聞き慣れないような使い慣れないような言葉じゃなくて、住民に分かり易いような言葉でお願いしたいと思います。一人でも多くの人に一人でも早く行き渡るような方法、正式に日本語化しているのかもしれませんが、そういうところを考えてお願いをいたしたいと思います。

協議会長 ありがとうございます。
住民の皆さん方に分かり易い広報の編成に心掛けてまいりたいと思っております。ありがとうございます。そのほかございませんか。よろございますか。

ありません。

協議会長 それでは長時間協議お疲れ様でした。第1号については一部修正、それから第6号につきましては継続審議ということでございますが、また提案事項の2協議につきましては、ご決定をいただきまして誠にありがとうございます。心から厚く御礼を申し上げます。議長の座を降ろささせていただきます。ありがとうございました。

事務局長 ありがとうございます。
それでは会議次第、その他ということでどのようなご意見でも承ります。

ありません。

事務局長 では閉会の挨拶を山中副会長さんよろしくお願い申し上げます。

山中副会長

どうも長時間ご協議いただきまして誠にありがとうございました。なかなかハードなスケジュールでありますので、どうかひとつよろしく願います。どうも長時間ありがとうございました。

午後3時45分 閉会

議事録署名人

千 歳 村 長

㊟

緒方町議会議長

㊟

書 記

総 務 班

㊟